

參考資料

1 策定経過

時 期	内 容
平成 29 年 10 月 27 日 ～平成 30 年 1 月 13 日	新たな都市形成に向けた住民意向調査票
平成 30 年 7 月 3 1 日	第 1 回境町庁内ワーキンググループ (立地適正化計画に係る出前講座)
平成 30 年 8 月 1 日	関東地方整備局打ち合わせ (立地適正化計画素案について)
平成 30 年 8 月 22 日	第 2 回境町庁内ワーキンググループ (住民意向調査結果、まちづくりの方向性・将来像、立地適正化計画における誘導区域指定の基本的な考え方について)
平成 30 年 10 月 5 日	第 3 回境町庁内ワーキンググループ (立地適正化計画における誘導区域指定、施策照会結果について)
平成 31 年 3 月 18 日	第 4 回境町庁内ワーキンググループ (都市計画マスタープラン素案、立地適正化計画素案について)
平成 31 年 3 月 29 日	第 1 回境町都市計画マスタープラン改定及び境町立地適正化計画策定協議会 (都市計画マスタープラン素案、立地適正化計画素案について)
令和元年 5 月 21 日	第 2 回境町都市計画マスタープラン改定及び境町立地適正化計画策定協議会 (立地適正化計画における誘導区域の設定について)
令和元年 6 月 24 日	関東地方整備局打ち合わせ (立地適正化計画における誘導区域の設定について)
令和元年 10 月 4 日	第 3 回境町都市計画マスタープラン改定及び境町立地適正化計画策定協議会 (立地適正化計画 誘導施策及び成果指標、都市計画マスタープラン全般について)
令和元年 11 月 25 日	茨城県調整協議 (都市計画マスタープラン案、立地適正化計画案について)
令和 2 年 1 月 17 日 ～2 月 14 日	パブリック・コメントの実施 (都市計画マスタープラン案、立地適正化計画案について)
令和 2 年 6 月 1 日	都市計画審議会 (都市計画マスタープラン案、立地適正化計画案について)

※ () 内は主な議題

2 策定体制

境町都市計画マスタープラン改定及び境町立地適正化計画策定協議会名簿

No.	分類	職名	氏名	役職
1	学識経験者	筑波大学システム情報系社会工学域教授	谷口 守	座長
2		朝日自動車株式会社常務取締役 (路線バス事業者)	栗原 夏樹	
3		猿島郡医師会副会長 (医療関係者)	村田 靖	
4		境町不動産サポーターズ倶楽部 すまいる代表 (不動産関係者)	柿沼 小平	
5	町民	境町議会議長	倉持 功	
6		境町観光協会会長	野口 富太郎	副座長
7		境町公共交通活性化協議会会長	間中 敏子	
8		境町国際交流協会会長	肥後 輝代	
9		境町商工会理事	岡安 和子	
10		境町社会福祉協議会理事	酒井 基子	
11		区長会会長	稲垣 稔	
12		区長会境地区代表幹事	斉藤 進	
13	関係行政機関	茨城県境工事事務所所長	平田 正	

境町都市計画審議会名簿

No.	分野	職名	氏名	役職
1	学識経験のある者	境町商工会会長	池上 仁	会長
2		境町教育委員会教育長職務代理者	青谷 洋治	
3		境町社会福祉協議会会長	仲村 敏明	
4		茨城むつみ農業協同組合境地区常任理事	関 稔	副会長
5		境町男女共同参画推進委員会委員長	木場 亮	
6	町議会議員	境町議会議長	倉持 功	
7		境町議会副議長	飯田 進	
8		境町議会総務建設農政常任委員長	斉藤 政雄	
9	関係行政機関	坂東消防署境分署署長	菊地 幸男	
10		境警察署署長	榎戸 一男	
11	県の職員	境工事事務所所長	平田 正	
12		境土地改良事務所所長	山野井 浩一	
13	町の住民	境町区長会会長	稲垣 稔	
14		境町区長会副会長	倉持 保	
15		境町交通安全母の会会長	五島 朝子	
16		境町認定農業者連絡協議会会長	宮田 武	

3 用語解説

	用語	解説
あ行	空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと考える者に紹介する制度。
	アマチュア無線	金銭上の利益のためではなく、無線技術に対する個人的な興味により行う、自己訓練や技術的研究のための無線通信。
	インフラ	インフラストラクチャー「infrastructure」の略で、道路や上下水道、公園、河川等の都市活動を支える基盤となる施設。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
か行	家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。
	業務代行方式の組合 施行による土地区画 整理事業	民間事業者が、土地区画整理組合からの委託に基づき、組合の運営に関する事務、換地・設計・造成等といった事業の施行に関する相当部分を代行する方式の土地区画整理事業。
	居住誘導区域	立地適正化計画に基づき指定される区域。人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
	近郊緑地保全区域	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される区域。
	建築協定	建築における最低基準を定める建築基準法では満たすことのできない地域の要求に対応し、建築基準法で定められた基準に上乘せることができる。
	公共交通空白地域	バス停や鉄道駅などの公共交通から一定の距離以上離れ、公共交通を利用しづらい地域。
	コンパクト・プラス・ ネットワーク	国が進める重点施策で、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した、コンパクトなまちづくりへの転換が求められている。
さ行	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

用語	解説
市街地再開発事業	細分化された宅地の統合,不燃化された共同建築物の建築及び公園,緑地,広場,街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い,安全で快適な都市環境を創造するものであり,都市再開発法に基づき行われる事業。
自然的土地利用	農地,山林,水面,砂浜,岩礁,河川敷などの自然地を指す。
集約型都市構造 (コンパクトシティ)	90年代初頭から着目され始めた都市形態のこと。様々な都市機能を小さなエリアに集中させることで,歩いて生活を完結させ,効率的で環境負荷が低い街を実現しようという考え方に基づいている。
浸水想定区域	降雨で氾濫した場合に浸水する危険性が高い場所を示した区域。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア,パーキングエリア,バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり,通行可能な車両(料金の支払い方法)を,ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。
生活利便施設	銀行,郵便局,病院,スーパーマーケット,商店街など,住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設。
た行 地域公共交通網形成計画	地域公共交通に関する施策の方向性を示した計画。
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで,都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し,建築物などについての必要な制限を課すことにより,地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域防災計画	防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
地域優良賃貸住宅 (PFI住宅)	高齢者世帯,障害者世帯,子育て世帯等,各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する賃貸住宅。
地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として,安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に,住民の意向を反映しながら,地区単位の整備目標,土地利用,地区施設,建築物等の整備に関する方針や計画を,都市計画法に基づいて定めるもの。
デマンド交通	利用者のデマンド(需要,要求)にあわせて運行する公共交通機関。利用登録した市民からの要望を受け,自宅から目的地までバス並みの料金で利用できる乗り合いタクシー。
都市機能	一般的には,人々が暮らす上で必要となる,政治・行政機能,商業機能,交通・通信機能,教育・文化・娯楽機能,医療・福祉機能などを指す。
都市機能誘導区域	立地適正化計画に基づき指定される区域。一定のエリアと誘導したい機能,当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより,当該エリア内の具体的な場所は問わずに,生活サービス施設の誘導を図る区域。

用語		解説
	都市計画道路	都市の基盤的施設として,都市計画法に基づく都市計画決定により決定される道路。
	都市公園	住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで様々な規模,種類のものがあり,その機能,目的,利用対象等によって住区基幹公園(街区公園・近隣公園・地区公園),都市基幹公園(総合公園・運動公園),大規模公園(広域公園・レクリエーション都市),国営公園,特殊公園,緩衝緑地,都市緑地,緑道に区分される。
	都市施設	都市の骨組みになる施設のことで,道路・駐車場などの交通施設,公園・緑地・広場などの公共空地,水道・電気供給施設・下水道などの供給施設・処理施設等を指す。都市施設のうち,特に重要なものは,あらかじめその位置を都市計画で定めておくことができる。
	土地区画整理事業	既成市街地などにおいて,公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として,換地手法を用いて,土地の区画形質を整え,道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い,健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業。
な行	農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画により,農業を推進することが必要と定められた地域。
は行	バリアフリー化	高齢者や障害者などが生活や活動をするうえで,障害となっている道路や建物内の段差など,障壁を取り除き生活しやすくすること。
ま行	未利用地	既成市街地内の更地,遊休化した工場,駐車場等,有効に利用されていない土地。
	面的開発	点(駅開発,個々の不動産開発等)の開発や線(鉄道や道路とその沿線開発等)の開発が複合し,面的な広がりを目指しながら推進される開発。
や行	U・I・J ターン	Uターンとは,地方から都市へ移住したあと,再び地方へ移住すること。 Jターンとは,地方から大規模な都市へ移住したあと,地方近くの中規模な都市へ移住すること。 Iターンとは,地方から都市へ,または都市から地方へ移住すること。
	誘導施設	立地適正化計画に基づき指定される施設。都市機能誘導区域内において立地を誘導すべき施設。
	優良農地	一団のまとまりのある農地や,農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
	ユニバーサルデザイン	高齢者や身体障害者という特定の人に限定せず,また,あらゆる体格,年齢,障害の度合いに関係なく,できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品,建物,空間等をデザインすること。

用語		解説
	用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で,建築物の無秩序な混在を防ぎ,合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画。住居・商業・工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に 13 種類に分類されており,用途地域ごとに建築物の用途や容積率・建ぺい率等の制限が定められている。
ら行	立地適正化計画	居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地,公共交通の充実等,都市全域を見渡した包括的なマスタープランとして機能する,都市計画マスタープランの高度化版となる計画。

境町都市計画マスタープラン

発行日：令和2年7月

発行者：境町 建設農政部 都市計画課

住所：〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391-1

TEL：0280-81-1311

FAX：0280-87-6745